

## 社会参加支援加算確認表(訪問リハビリテーション)

確認日:        年        月        日

**【1】下記算出方法により、利用者の割合を確認してください。**

社会参加支援加算 (訪問リハビリテーション)	評価対象期間(※1)												実績計	1月当たりの平均	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
訪問リハビリテーションの提供を終了した者の総数(要介護のみ) …(a)														0	…(b)
社会参加に資する取組を実施した者(※2)の総数														0	…(c)

※1 評価対象期間とは、社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間(基準に適合しているものとして届け出た年においては届出の日から同年12月までの期間をいう。)

※2 「社会参加に資する取組を実施した者」とは、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、第一号通所介護事業等を実施した者のことをいう。医療機関への入院や介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等は含まれない。

$(c) \div (b) \times 100 = \square > 5 \text{ の場合 算定可}$

← 小数点以下切り上げ

**【2】下記算出方法より、利用者の平均利用月数を算出し、要件を満たしているか確認してください。**

- ① 評価対象期間(※1)の利用者ごとの利用者延月数の合計 ……  ヶ月 ……(d)
- ② 【【新規利用者数(※3)合計  人】 + 【新規終了者数(※4)合計  人】】 ÷ 2 =  ……(e)
- ③ (d) ÷ (e) =  ……(f)

※3 新規利用者数とは、評価対象期間に新たに当該指定訪問リハビリテーション事業所を利用した者の数をいう。また、当該事業所の利用終了後、12月以上の期間を空けて当該事業所を再度利用した者については、新規利用者として取り扱うこと。

※4 新規終了者数とは、評価対象期間に当該指定訪問リハビリテーション事業所の利用を終了した者の数をいう。

$12 \div (f) \times 100 = \square \geq 25 \text{ の場合 算定可}$

← 小数点以下切り上げ

**【3】その他要件**

評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション終了者に対して、その居宅を訪問すること、又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けること(以下、居宅訪問等)により、当該終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等を実施した日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認し、記録している。

有 ・ 無